

# 災害に強いまちを目指して

## 都農町地域防災計画概要版



令和3年6月

都農町防災会議

# 地域防災計画とは？

## ■ 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、町に係る災害から町民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、町や防災関係機関が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定めています。

## ■ 計画の基本方針

都農町地域防災計画の作成にあたっては、以下の3点を基本方針としています。

- 1 防災訓練、防災知識に関する広報等のとりくみにより防災意識の高揚を図ります。
- 2 自主防災組織活動の積極的推進と、町の災害対処組織の強化により、町民と町が一体となって防災・減災に努める態勢を整備します。
- 3 各種施設等の安全性確保及び災害時にも機能が確保できるような態勢整備に努め防災基盤を強化します。

## ■ 計画の構成

都農町地域防災計画は4編で構成し、それぞれ以下の内容が記述してあります。

|               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| 第1編 総論        | 計画の目的、関係機関の役割、災害の想定を記載         |
| 第2編 風水害等対策計画  | 水害、風害（台風、竜巻）、林野火災等に関する予防・対策を記載 |
| 第3編 地震災害対策計画  | 地震、津波災害に関する予防・対策を記載            |
| 第4編 原子力災害対策計画 | 原子力災害に関する予防・対策を記載              |

## ■ 災害の想定

### ● 土砂災害、風水害

土砂災害の主なものは、がけ崩れ・土石流・地すべりが挙げられ、本町でも風水害が原因で発生するおそれがあります。

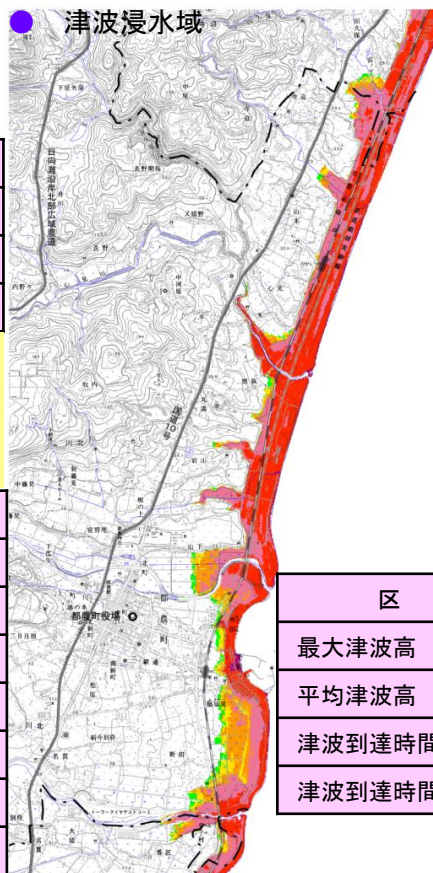
| 区 分  | 危険区域      | 箇所数 |
|------|-----------|-----|
| がけ崩れ | 急傾斜警戒区域等  | 173 |
| 土石流  | 土石流警戒区域等  | 24  |
| 地すべり | 地すべり警戒区域等 | —   |

### ● 地震、津波災害

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）」によれば、本町の最大震度は7であり、以下のような被害の発生が想定されています。

| 被害対象     | 被害種別       | 被害数     |
|----------|------------|---------|
| 建物被害     | 全壊・焼失      | 約1,200棟 |
|          | 半壊         | 約1,200棟 |
| 人的被害     | 死者         | 約250人   |
|          | 負傷者        | 約320人   |
|          | 避難者        | 約3,200人 |
| ライフライン被害 | 上水道被害（断水率） | 100%    |
|          | 電力（停電率）    | 98%     |
|          | 通信：固定（不通率） | 98%     |

### ● 津波浸水域



| 区 分           | 規模等 |
|---------------|-----|
| 最大津波高         | 15m |
| 平均津波高         | 12m |
| 津波到達時間（高さ1m）  | 20分 |
| 津波到達時間（高さ10m） | 26分 |

# 災害に対する備え（災害予防計画）

## ■ 防災意識の高揚

### ◆ 防災訓練の実施、防災知識の普及

- 防災訓練にあたっては、各地域の特性にあった訓練課目及び実施要領を選ぶとともに、実施にあたっては、各人の訓練課目から総合訓練課目までの段階的に実施して、訓練参加者が効率的に訓練目的が達成できるように努めます。**町の防災訓練日は、5月第4日曜日を基本とします。**
- 地震・津波災害及び土砂災害等の基本的な対処要領、並びに共通的な備蓄物品及び非常持出物品の準備等に関する防災知識を広報誌、防災出前講座等で普及するように努めます。



## ■ 防災組織の整備

### ◆ 自主防災組織活動の促進



- 自治会の自主性を重視した自主防災組織結成を積極的に支援するとともに、結成後の活動の促進を図るため、訓練資材等の提供及び自主防災組織の中心的な役割果たしてもらう防災士の養成の補助を実施します。

## ■ 防災基盤の整備

### ◆ 建築物の安全化

- 拠点となる防災上重要な公共施設を指定し、耐震診断の実施、耐震構造への改修、補強等の耐震改修に努めます。
- 建築物の所有者等に対し耐震診断及び耐震改修について啓発・普及を行うとともに、震災時に転倒するブロック塀、看板及び広告塔等の施設管理者に対し、転倒防止策の啓発、指導を行います。
- 耐震性能の劣る既存建築物については、耐震診断及び補強の促進を図るため、耐震診断補助及び耐震補強補助を実施します。



### ◆ 情報の収集伝達体制の整備



- 災害時に避難の呼びかけを確実に住民に伝えるため、防災行政無線の屋外子局の増設、防災ラジオの戸別配布を完了しました。
- 情報の住民への伝達にあたっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急速報メール（エリアメール）の活用、広報車の活用等情報伝達手段の多様化・多重化を推進します。

### ◆ 避難行動要支援者対策

- 在宅の要支援者を把握するため、民生・児童委員及び自主防災組織の支援者等と連携して「避難行動要支援者名簿」を作成して、情報の共有を図ります。
- 自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア団体等の協力を得ながら、要支援者に対する避難情報の伝達、避難行動支援等を地域全体で実施する体制づくりに努めます。



## ◆ 避難体制の整備

- 町では、災害時のために、安全性、収容能力等を総合的に考慮して、避難所等を指定しています。

| 区 分      | 内 容                                                                                  | 指定状況                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 指定避難所    | 避難のために立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民及びその他の被災者を一時的に滞在させるための避難所 | 町体育館、各小中高校の体育館及び藤見消防機庫等 11箇所を指定                           |
| 指定緊急避難場所 | 災害が発生又は発生する恐れがある場合に、安全を確保するために一時的に避難する場所又は施設（発生する災害の対象毎に定める）                         | 各学校等のグラウンドと、企業の施設等 26箇所を指定<br><b>新たに各自治会の公民館等 36箇所を指定</b> |
| 福祉避難所    | 避難が長期化する場合において、災害時要援護者などへの配慮と対応を行う場所                                                 | 愛寿園と <b>令和2年に完成した中町福祉避難所</b> を指定                          |

- 町では、特に津波避難においては、各沿岸地域の自治会と現地調査を行い、迅速な避難を行うため、町又は企業等の施設を緊急避難場所として指定し、それに至る経路を避難経路として指定しています。



## ◆ 食糧、飲料水等の備蓄

- 災害に備え、食糧・飲料水及び生活関連物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄倉庫の整備を推進します。
- 食糧等の備蓄については、企業等との協定を推進して、災害の際に優先的に供給してもらえる体制の構築に努めます。



### 家庭での備蓄対策

各家庭においても、**3日分の食糧・飲料水、生活必需品の備蓄**を行いましょう。

### 非常持出物品の準備

避難所等に避難した場合、避難の当初は、混乱していて町からの食糧等の配分は困難が予想されるので、**1日分は非常持出物品に準備**しましょう。

(非常持出物品：リュック等で準備)

- 非常食、飲料水
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 貴重品
- 救急医薬品
- 軍手等

## ◆ 水害・土砂災害対策

- ※土砂災害警戒区域・特別警戒区域を掲載したハザードマップを27年3月に作成し、4月以降各戸に配布しました。

※新ハザードマップの作成を計画中です。

※土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域であり、危険の周知や警戒避難体制の整備が行われます。

※土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



## 災害に備えて

### 1 住まいの安全対策を講じましょう

- **住まいを丈夫にしましょう！**  
耐震診断費用や耐震化の改修費用の補助が受けられる制度があります。町の建設課まで相談してください。
- **部屋の中の安全を確保しましょう！**
  - ・家具の配置を工夫しましょう
  - ・出入口、廊下や階段には家具をおかない
  - ・家具を固定しましょう



### 2 家族で備えよう！

- **避難場所を確認しましょう！**
- **避難ルートを確認しましょう！**
  - ・フロック堀のある通り
  - ・増水時に道路がわからなくなる場所
- **災害時の連絡手段を決めておきましょう**



# 災害発生後の活動(災害応急対策計画)

## ■ 町の態勢

- 町地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、都農町災害対策本部又は都農町災害警戒本部を設置し、災害応急対策活動を行います。

町だけでは、災害応急対策活動が十分に行えない場合は、県や自衛隊、近隣の災害時広域応援協定締結自治体等に応援要請を行い、対応の態勢を整えます。

- 災害対策本部は、次のような場合に設置します。
  - ・震度6弱以上の地震が発生したとき
  - ・県内沿岸に大津波警報が発令されたとき
  - ・台風による災害が発生し、さらに大規模な災害の発生のおそれがあるとき
  - ・特別警報が発令され、災害が発生し、さらに拡大のおそれがあるとき
- その他、災害等の状況に応じて災害警戒本部及び情報連絡本部を設置します。



## ■ 警報等の伝達

- 気象庁より緊急地震速報、津波警報・注意報等の伝達を受けたとき、または宮崎地方気象台より大雨洪水警報・注意報等の伝達を受けたときは、住民等に対し迅速に伝達します。

- 警報・注意報等発令の基準は以下のとおりです。

### □ 風水害

- ・特別警報：雨を要因とする指標 50年に一度の値で3時間降水量が187mm  
台風を要因とする指標 中心気圧が930hPa以下
- ・警報：大雨(浸水害)：表面雨量指数基準 25 大雨(土砂災害)：土壌雨量指数基準 203
- ・注意報：大雨(浸水害)：表面雨量指数基準 10 大雨(土砂災害)：土壌雨量指数基準 131

### □ 津波

- ・大津波警報：予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合(発表は「巨大」)
- ・津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを越え3m以下の場合(発表は「高い」)
- ・津波注意報：予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で、災害のおそれがある

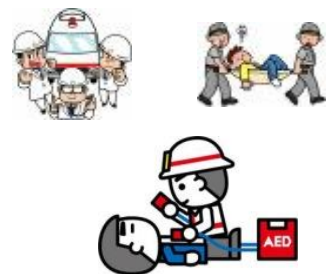
## ■ 災害広報



- 情報不足及びデマ情報等による混乱や住民の不安を取り除くために、被災の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報を住民等に対して迅速かつ的確に伝達します。その際には、情報の入手が困難な避難行動要支援者にも配慮します。
- 広報の実施においては、防災行政無線、広報車、自治会・自主防災組織による広報、災害情報エリアメール及び広報紙の掲示・配布等あらゆる手段を活用して広報活動を行います。

## ■ 医療救護活動

- 被災者の医療救護を適切に行うため、医師及び看護師の派遣等について児湯医師会及び県災害対策本部等に対して派遣要請を行います。
- 町内の医療機関だけでは対応できない場合は、小・中学校等の避難所に救護所を設置して被災者等の医療救護を行います。
- 避難生活が長期にわたる場合は、心のケアや感染症等の予防のために巡回医療を行います。



※今回、大きく修正されたところです。

## ■ 南海トラフ地震臨時情報に関する事項

- 令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更が中央防災会議で決定されました。変更の内容は、南海トラフ沿いに異常な現象が発生した場合、都農町地域に直接の被害が発生していない場合でも、町が事前に定めた地域(高齢者等事前避難対象地域)の住民の方々には、**後発地震に備えて避難所等への避難を要請する場合があります。**

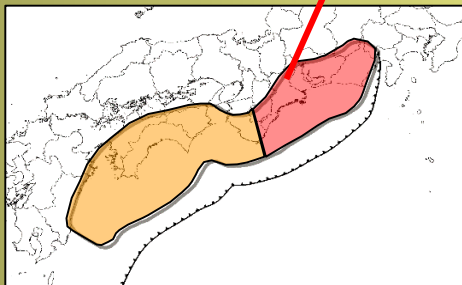
- 南海トラフ沿いの異常な現象とは次のとおりです。

### 半割れ(大規模地震 **M8.0以上**)/ 被害甚大ケース

#### <評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において**M8.0以上の地震が発生した場合**

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生

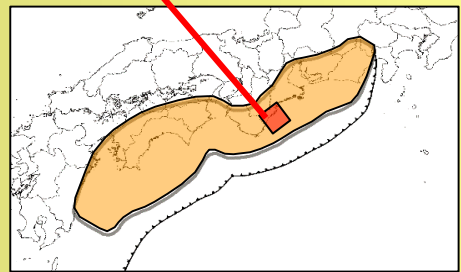


### 一部割れ(前震可能性地震 **M7.0以上 8.0未満**)/被害限定ケース

#### <評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域及びその周辺において**M7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースを除く)**

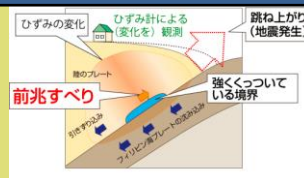
南海トラフで地震(M7クラス)が発生



### ゆっくりすべり/被害なしケース

#### <評価基準>

- ・短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なる**ゆっくりすべり**が観測された場合



- 特にプレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生して、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、発生場所が南海トラフの東側で都農町地域に被害がなくても、町は、**高齢者等事前避難対象地域**(高齢者等が、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域で、町としては「30分以内に30cm以上の浸水のある地域」としています。)に対して、**「高齢者等避難」**を発令し、高齢者の方々、避難に不安にあるの方々等の避難所又は知人宅への避難を要請します。避難所等への避難の期間は、概ね1週間となります。
- マグニチュード7以上の地震が発生又はゆっくりすべりが観測されて、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、住民の方々には、約1週間程度、日頃からの地震への備えを再確認していただき、必要に応じて避難を自主的に実施していただくことになります。

## 避難対策

### 警戒レベルと新たな避難情報等

- 令和3年5月20日に国から、警戒レベルと新たな避難情報等が示され、警戒レベル4の避難指示で住民は必ず避難すること等が示されました。(避難勧告は、廃止されました。)

| 警戒レベル           |                                                                                   | 避難情報等            |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 5               |  | 緊急安全確保※1         |
| 〈警戒レベル4までに必ず避難〉 |                                                                                   |                  |
| 4               |  | 避難指示※2           |
| 3               |  | 高齢者等避難※3         |
| 2               |  | 大雨・洪水・高潮注意報(気象庁) |
| 1               |                                                                                   | 早期注意情報(気象庁)      |

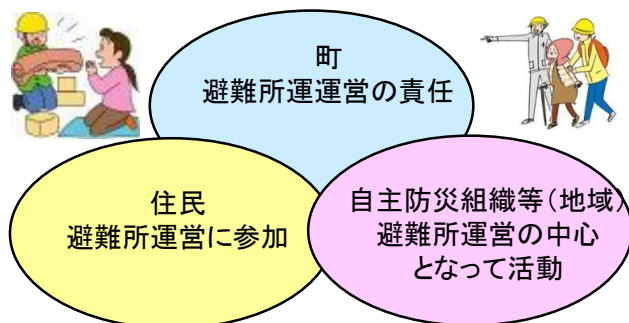
### 避難所の開設・運営

- 災害によって住居等が居住困難となった住民を収容するため、指定避難所に予定している施設等を避難所として開放します。

#### 避難所の運営

避難所の運営においては、町、住民及び地域の組織等が一体となって実施していくことが重要であり、以下のようなことを協力してやっていきます。

- 避難所生活ルールの作成
- 食糧、飲料水等の配給、炊出しの実施
- 物資の仕分け、配布の協力
- 災害時要援護者の支援等



## 緊急物資の供給

- 家屋の倒壊、滅失等により水、食糧、衣料・生活必需品等の確保が困難な住民や帰宅困難者等に対し、必要な物資を供給します。



- 食糧: アルファ米等の備蓄食糧や、協定等締結企業等からの調達により確保して供給します。
- 飲料水: 備蓄用飲料水、運搬給水または協定等締結企業からの提供等により、被災者1人あたり1日3リットルを目標に給水を行います。
- 生活必需品: 町が備蓄している備蓄品(毛布等)や、協定等締結企業からの提供等により確保して供給します。

## ■ 避難行動要支援者対策



- 避難行動要支援者名簿により、自治会組織、自主防災組織や民生委員等の協力を受けて速やかに安否確認を行います。
- 避難の必要な避難行動要支援者については、自治会組織、自主防災組織や民生委員等の協力を受けて避難所への速やかな避難誘導を行います。
- 避難所又は在宅の避難行動要支援者の生活支援は、町、自治会組織、自主防災組織、社会福祉協議会及びボランティア等と連携を図り実施していきます。

## ■ 小中学校・保育所等の対策

- 在校時に災害が発生した場合、小中学校等は児童・生徒等の安全確保を最優先に行動します。児童・生徒等は、原則として小中学校等において保護者に引き渡します。直接保護者に引渡しができない場合は、小中学校等で保護します。



## 生活関連施設等の復旧(災害復旧・復興計画)

### ■ 町の態勢

- 大規模な災害が発生し、甚大な被害が生じ災害復興の必要性があると認められる場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置し、災害復興の総合調整を行います。

### ■ 罹災証明の発行

- 災害により被害を受けた住家等は、「災害の被害認定基準について」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定し、「住家の全壊(全焼)、大規模半壊、半壊(半焼)」又は「住家以外の不動産及び家財等の動産被害」に関し罹災証明書を発行します。

### ■ 被災者の生活再建等の支援

- 被災者からの生活再建や問合せ等に対応するために、総合相談窓口を設置して住民が必要としているサービスや解決すべき問題等の把握に努めます。

- 自然災害により生活基盤に著しい被害を受け被災者に対し、被災者の自立した生活再建の支援を行うため各種生活確保資金の貸付等を行います。

- 災害弔慰金等の支給
- 災害援護資金の貸付
- 生活福祉資金の災害援護資金の貸付
- 母子寡婦福祉資金の貸付
- 被災者生活再建支援制度
- 宮崎県・市町村災害時安心基金 等

- 災害により被害を受けた農林漁業者及び商工業者等に対して、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金及び事業費が円滑に行われるように措置します。

#### ・関係融資の種類

- 天災資金
- 農林漁商工業セーフティネット貸付
- 農林漁業施設資金
- 農林漁業基盤整備資金
- 経済変動災害対策貸付 等

都農町地域防災計画【概要版】令和3年6月

編集・発行

都農町防災会議

事務局：都農町役場総務課

〒889-1201 宮崎県児湯郡都農町大字川北4874番地2

TEL：0983-25-5710 FAX：0983-25-1029